

医道審議会歯科医師分科会	資料 1
令和元年9月2日	
医道審議会歯科医師分科会	参考 資料 1
令和元年11月25日	

シームレスな歯科医師の養成に向けた 取組の現状と課題

1. 歯科医師をとりまく状況と これまでのシームレスな歯科医師 養成のための議論

歯科医師の資質向上等に関する最近の動向

歯科医師 国家試験

歯科医師国家試験制度改善検討部会

- 歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書(平成28年3月)
 - 歯科医師国家試験の出題基準・出題内容について
 - 共用試験、診療参加型臨床実習及び臨床実習終了時の態度・技能評価について 等

臨床研修

医道審議会歯科医師臨床研修部会 歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ

- 令和3年度臨床研修制度改正にむけた議論 (令和元年冬頃取りまとめ予定)
 - 卒前、卒後の連続性の観点における到達目標の見直し
 - 地域包括ケアシステムへの対応 (在宅歯科医療、医科歯科連携、チーム医療への対応等) 等

専門医

歯科医師の資質向上等に関する検討会

- 歯科医療の専門性に関するワーキンググループ 方向性(案)とりまとめ (平成28年5月)
 - 以下について、引き続き検討が必要。
 - ・在宅等における侵襲度の高い歯科治療やハイリスク患者へ対応可能な歯科医師の養成
 - ・歯科医師の自己研鑽の方策等、各学会の専門医制度について客観的な評価方法、評価基準等
 - ・国民に情報提供すべき歯科医療の専門性等

歯科専門医機構発足(平成30年4月)

- 歯科における専門医、総合歯科専門医(仮称)について、検討中
 - ・歯科医師の資質向上
 - ・国民にわかりやすい歯科専門医
 - ・地域包括ケアシステムへの対応

歯科医療 提供体制

歯科医師の資質向上等に関する検討会

- 歯科医師の需給問題に関するワーキンググループ 論点整理(平成28年4月)
 - ・需要の推計(定量的な推計)困難
 - ・18歳人口の減少に伴う入学定員の検討
 - ・歯科医師の質の担保の視点が重要
 - ・歯科大学(附属病院)がある地域への偏在
 - ・超高齢社会への対応 等
- 「歯科保健医療ビジョン」(中間報告)の取りまとめ(平成29年12月)

歯科医師の働き方等に関する調査研究

- 歯科医師の勤務実態等の調査研究(平成30年度)
- 歯科医師の勤務状況とナショナルデータベースに基づく歯科医療提供状況調査研究(令和元年度)

卒前教育における共用試験導入、臨床実習に関連する議論

歯学教育の改善に関する調査研究協力者会議（文部省、昭和62年）

- 教育目標の明確化、カリキュラム改善、臨床実習充実と評価、卒前教育、卒後研修等多くの提言

「21世紀医学・医療懇談会報告」第1次～第4次報告（文部省、平成8年～平成11年）

- 全国的に一定の水準を確保するために「共通の評価システムを作る事を検討」と明記

「21世紀における医学・歯学教育の改善方策について－学部教育の再構築のために－ （文部科学省、平成13年）」

- 学部教育内容の精選＝「モデル・コア・カリキュラム：教育内容ガイドライン作成」
- 臨床実習開始前の適切な評価システム構築＝共用試験システムの開発

平成12年の歯科医師法改正（臨床研修必修化）以降の教育改革の取組

- 平成13年：「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」策定
- 平成14年：「歯科医師卒前臨床実習指針に関する調査研究」（厚生労働科学特別研究）
- 平成17年：診療参加型臨床実習開始前に備えるべき知識と、技能・態度を評価する「共用試験」を正式実施（CATO）
- 平成28年：「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」を改定（第4次改定）
 - ・ 医学教育モデル・コア・カリキュラムと一部共有化
 - ・ 「臨床実習の内容と分類」を明確化

直近及び現在検討中の取組

- 令和元年度：全歯科大学で、CBT/OSCE合格者に認定証（Student Dentist）を発行
- 令和3年度臨床研修制度改正に向け、到達目標の見直し
 - 「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」「歯科医師国家試験出題基準」との連続性について検討
- 令和2年度臨床実習後の技能・態度を評価する「Post CC OSCE」の正式実施に向け、トライアル実施（CATO）

歯学部の卒前臨床実習に関する考え方

歯科医師卒前臨床実習指針に関する調査研究

(厚生労働科学特別研究 主任研究者 江藤一洋 (平成15年3月))

- 医科における卒前臨床実習については、既に「臨床実習検討委員会最終報告」(平成3年5月13日、厚生省健康政策局臨床実習検討委員会)において、臨床実習の在り方に関する考え方の整理が示されており、**歯科の卒前臨床実習においても、その基本的な考え方については共通**するものであるとされている。
- 歯科医師卒前臨床実習については、患者の同意の下で、歯科医師としての資質向上を目的として卒前教育の一環として行われるものであり、侵襲性が相対的に小さいことや指導医の指導・監督の下に行われることなど、適正な体制の下に相当な手段で実施される場合には、社会通念から見て相当であり、歯科医師法上の違法性は阻却される。
- 適正な実施にたる具体的な条件として、
 - ①患者の同意の下に実施されること。
 - ②侵襲性が相対的に小さいものであること。
 - ③指導医の指導・監督の下に実施されること。
 - ④実習計画の策定、指導医の資格、指導体制の確立、診療録の管理等につき適正な対応が行われていること。
 - ⑤**学生の技術力**が確保されていること。
 - ⑥万が一事故が生じた場合に適切に対応できる体制が確立されていること。
 - ⑦各実習項目に応じた教育評価法が確立されていること。

の7点が必要とされた。

歯学教育における臨床実習の内容と分類

「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」(平成28年第4次改訂:文部科学省)

- 診療参加型臨床実習の推進・充実のために「G 臨床実習」の別表として「臨床実習の内容と分類」を明示。
- 歯学生が卒前に行うべき臨床実習の内容について、指導者のもとで実践する立場から考慮し、臨床実習→臨床研修→専門医教育の連続性について検討して、それぞれの到達目標を見据えたもの。

※「G 臨床実習」(別表)臨床実習の内容と分類(一部抜粋)

Gの項目		I. 指導者のもとで実践する (自験を求めるもの)	II. 指導者のもとでの実践が望まれる (自験不可の場合は シミュレーション等で補完する)	III. 指導者の介助をする	IV. 指導者のもとで見学・ 体験することが望ましい	
1 診療の 基本	臨床診断・ 治療計画	診断と治療計画の立案(咬合が安定している)	診断と治療計画の立案(咬合を安定させる処置が必要)			
	病態写真・ 模型	口腔・顔面の写真撮影、研究用模型の製作				
	診療録・ 処方箋	診療録の作成、処方箋の作成、技工指示書の作成		診療情報提供書(医科診療所・病院・病院歯科・施設宛て等)の作成	手術記録・麻酔記録の作成	
	医療面接	医療面接(成人)	医療面接(高齢者)	医療面接(小児・障害者等)	医療面接(救急処置の必要な場合)	
	バイタルサイン	血圧・脈拍・呼吸・体温の測定			救急処置の治療	
	頭頸部・ 口腔の診察	頭頸部・口腔の視診・触診・打診・聴診				
2 基本的 診察法	画像検査	口内法エックス線撮影	パノラマエックス線撮影	口外法エックス線撮影、頭部エックス線規格撮影、 歯科用CBCT	CT、MRI、超音波検査、造影検査	
				塗抹検査	採血、血液学検査、免疫学的検査、生化学検査、一般細菌検査、心電図検査、呼吸機能検査、心理学的検査、止血機能検査、末梢神経機能検査	
	臨床検査	温度診、電気診、透照診		齲蝕リスク検査		
		根管長測定		根管内細菌培養検査		根管内視鏡検査、実体顕微鏡による検査
		歯周組織検査(歯の動揺度検査、歯周ポケット検査、ブラーク指数測定、歯石指数測定、出血指数測定)				口臭検査
		咬合検査		咀嚼能率検査	唾液分泌能検査、顎口腔機能検査、舌圧検査	金属アレルギー検査
				嚥下機能検査	6	
				細胞診検査、病理組織学的検査		

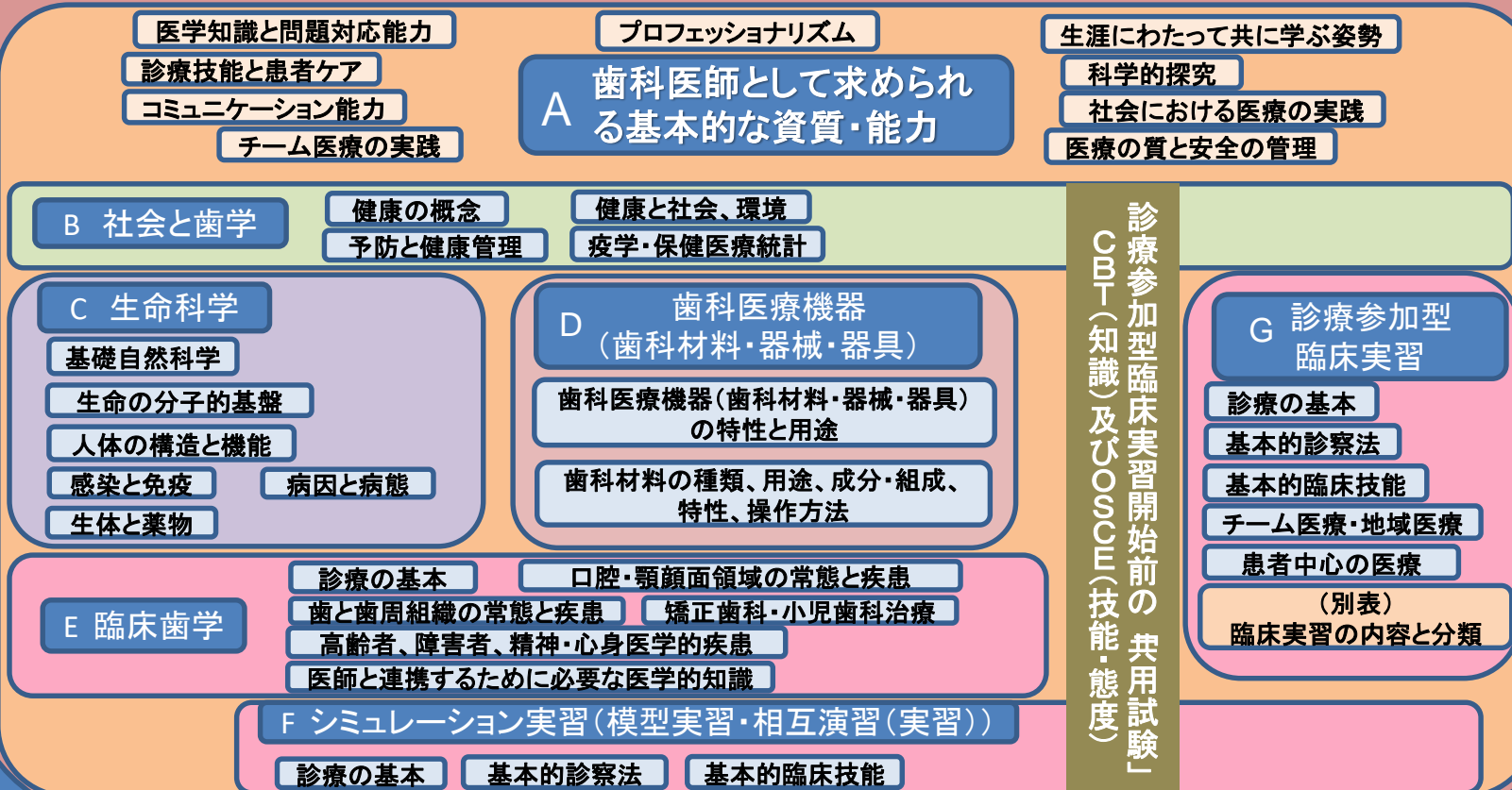
- 学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の実践的診療能力(知識・技能・態度)を、「ねらい」と「学修目標」として明確化
- 学生の学修時間数の6割程度を目安としたもの
- 「歯科医師として求められる基本的な資質・能力」として、ミニマム・エッセンスである項目を記載

【各大学のアドミッション・ポリシー】

【各大学のカリキュラム・ポリシー】

【各大学のディプロマ・ポリシー】

多様なニーズに対応できる歯科医師の養成



診療参加型臨床実習終了時の技能・態度評価

歯科医師法に基づく歯科医師国家試験(知識)

各大学の特色ある独自のカリキュラム(学生の学修時間数の4割程度)

※ 各大学が教育理念に基づいて設置する独自の教育内容(学生が自主的に選択できるプログラムを含む)

歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書(平成28年3月)の概要

I.はじめに

- 歯科医師国家試験は、歯科医師法第9条に基づき、必要な歯科医学及び口くう衛生に関して、「**歯科医師として具有すべき知識及び技能**」について行われており、歯科保健医療及び歯学教育の変化に臨床上合わせて概ね4年に1度改善。
- 我が国の状況は急速に変化しており、少子高齢化に伴い、今後も国民の医療や介護の需要の増加が見込まれ、地域包括ケアシステムの構築が求められており、歯科医師も他職種と連携し、地域住民へ歯科保健医療を提供することが不可欠。
- 歯科医療機関を受診する患者の年齢構成だけではなく、疾病構造や治療に対するニーズも大きく変化しており、歯科医師に求められる診療内容も大きく変化。

II. 歯科医師国家試験について

1. 出題内容等

(1) 出題基準について

- 大学教育の状況も踏まえつつ、将来を見据え、社会情勢の変化に合わせて、出題基準を改定。
- 高齢化等による疾病構造況の変化に伴う歯科治療の変化に関する内容、地域包括ケアシステムの推進や多職種連携等に関する内容、口腔機能の維持向上や摂食機能障害への歯科治療に関する内容、医療安全やショック時の対応、職業倫理等に関する内容の充実。
- **歯学教育モデル・コア・カリキュラムとの整合性も確保。**

(2) 出題内容について

2. 出題方法等

(1) 出題数・出題構成について

(2) 出題形式について

3. 合格基準

(1) 必修問題について

(2) 一般問題と臨床実地問題について

(3) 禁忌肢選択数について

(4) 必要最低点について

4. 公募問題

III. 歯科医師国家試験受験資格認定について

- 共用試験CBTのスコアを求めるとともに、予備試験のうち、筆記試験を廃止。

IV. その他

- コンピュータを試験に活用することによって、動画や多様な視覚素材等を用いることができ、より臨床現場に即した出題が可能となるという指摘。一方で、コンピュータの特性を活かした出題手法の開発、試験実施の際のトラブルを回避するための方法及び諸経費等について検討が必要。
- 共用試験CBTを実施する公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構にも協力を得ながら、必要な課題等の整理を行うべき。

IV. 共用試験、診療参加型臨床実習及び 臨床実習終了時の態度・技能評価について

1. 共用試験CBT、診療参加型臨床実習について

- 診療参加型臨床実習を進めるためには、患者の協力が不可欠。**患者の協力を得て、充実した診療参加型臨床実習を行う上で、患者にとって客観的に安心・安全を確保**することが求められることから、**共用試験CBTの統一基準**について議論が進められるべき。
- **共用試験CBTは歯科医師国家試験と密接に関連することから**、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構と国は、情報の管理は徹底しつつ、共用試験CBTと歯科医師国家試験の実施や評価に係る事項等について定期的な情報交換を行うべき。

2. 臨床実習終了時の態度・技能評価について

- 公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構において、医学系と同様、全ての歯科大学・歯学部における**統一的な技能試験を含む臨床実習終了時の態度・技能評価を導入する準備**が進められている。
- 安心・安全な歯科医療の提供に向けて、歯科医師としての臨床技能を確保するためにも、必要な内容の議論をしっかりと行い、実施時期を定めて、**全ての歯科大学・歯学部での臨床実習終了時の態度・技能評価の導入を進めていくことが重要。**

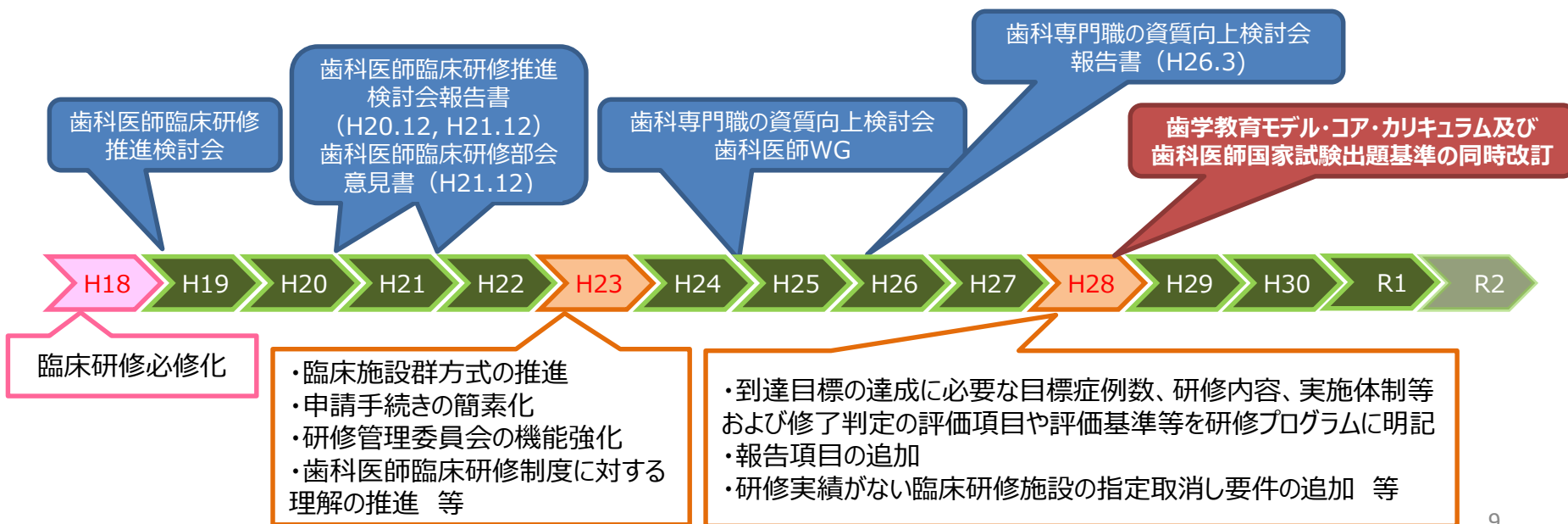
V. 多数回受験者への対応について

- 次回の制度改善で一定の方向性を出せるよう、引き続き検討

歯科医師臨床研修制度改正の議論の状況①

経緯

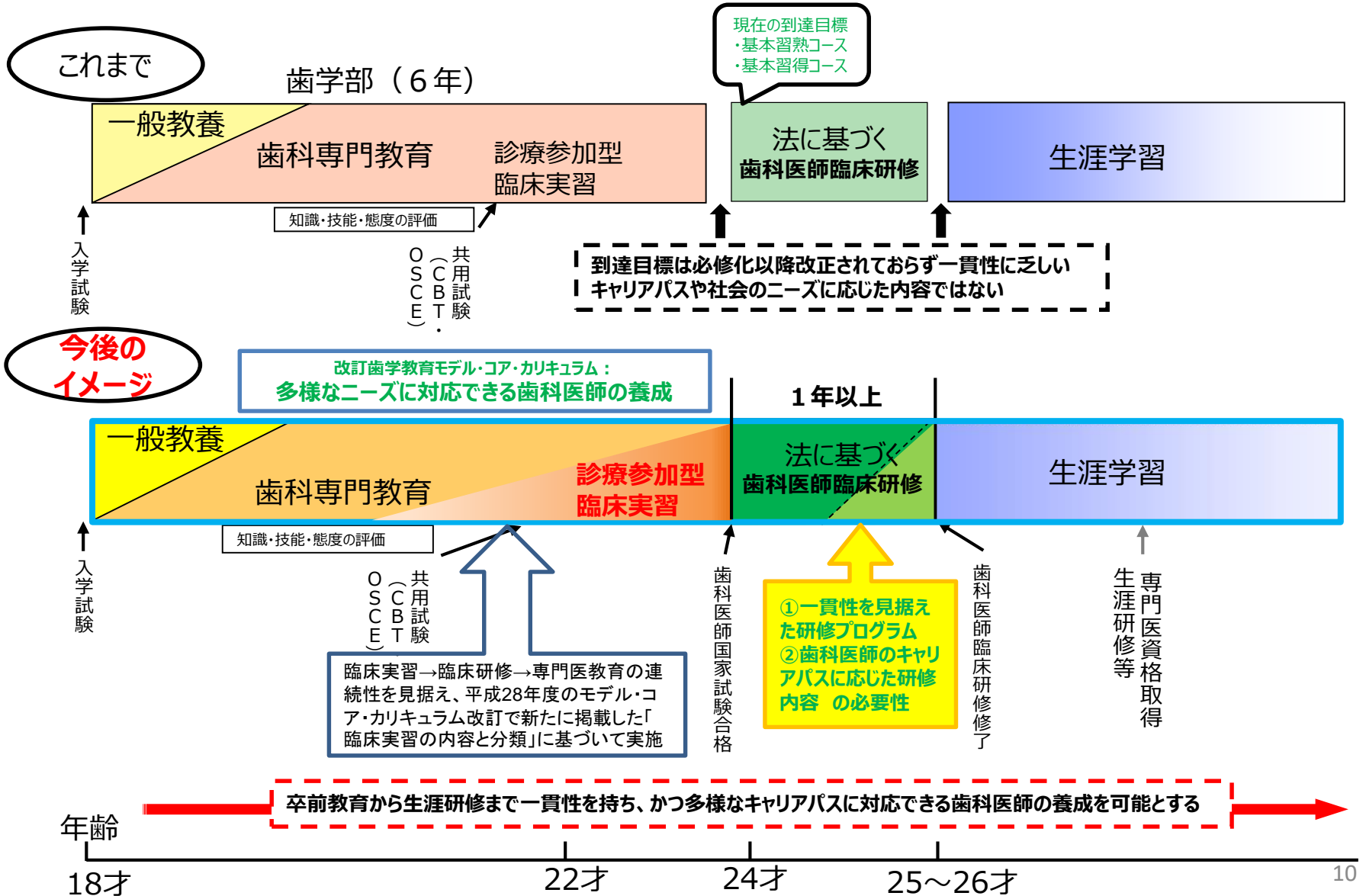
- 歯科医師臨床研修制度は、平成18年度より、従来の努力義務から必修化する形で導入された。必修化に伴い、診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上、臨床研修を受けなければならないとされている。
- また、歯科医師臨床研修制度は省令に基づき5年以内に所要の検討を加え、必要な措置を講ずることとされており、必修化以降現在まで5年ごとに制度改正を実施している。
- 現在、医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会及び「歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ」において、次期制度改正に向けて議論を行っている。
- 時期制度改正においては、**平成28年度の歯学教育モデル・コア・カリキュラム及び歯科医師国家試験出題基準の同時改訂を踏まえ、養成過程における教育・研修内容の一貫性を保つ観点から研修内容等を含めた議論を行っている。**



歯科医師臨床研修制度改正の議論の状況②

平成30年度医道審議会歯科医師分科会
 歯科医師臨床研修部会（第1回）資料1（改）

【総合的な診療能力を持つ歯科医師のシームレスな養成】



歯科医師の資質向上等に関する検討会

座長：江藤 一洋（医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長）

＜趣旨＞小児のう蝕罹患率の低下や8020達成者の増加，高齢化の進展に伴う歯科医療機関を受診する患者像の高齢化・多様化等の状況に鑑み、国民のニーズに基づき質の高い歯科医療を提供すること等を目的として、歯科医師の資質向上等に関する事項について総合的に議論を行う。

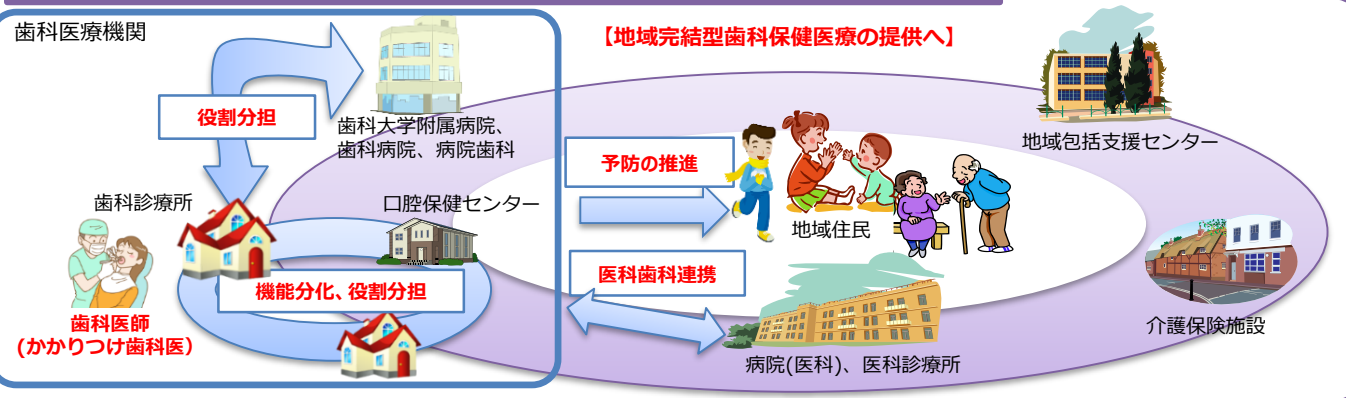
＜検討会の経過＞

- 平成27年1月～：第1回歯科医師の資質向上等に関する検討会を開催、個別の課題についてはWGで議論
歯科保健医療ビジョン提言まで合計9回開催
 - ・ 歯科医師の需給問題に関するワーキンググループ 5回開催
 - ・ 女性歯科医師の活躍に関するワーキンググループ 4回開催
 - ・ 歯科医療の専門性に関するワーキンググループ 5回開催
- 平成29年12月：中間報告書として、「**歯科保健医療ビジョン**」を提言

「歯科保健医療ビジョン」（平成29年12月25日）

高齢化の進展や歯科保健医療の需要の変化を踏まえた、これからの歯科保健医療の提供体制について、歯科医療従事者等が目指すべき姿を提言したものの。

歯科保健医療の需要と提供体制の目指すべき姿（イメージ図）



「歯科保健医療ビジョン」より

あるべき歯科医師像と
かかりつけ歯科医の機能・役割

具体的な医科歯科連携方策と
歯科疾患予防策

地域包括ケアシステムにおける
歯科医療機関等の役割

2. 共用試験とStudent Dentistの現状

臨床実習開始前に修得すべき

□ 知識・（技能）

多肢選択筆記試験→**CBT**：
Computer Based
Testing



MCQ問題（320設問、6時間）

□ 技能・態度

評価方法や評価基準を統一化し、必要に応じて外部試験委員を加える→**OSCE**：
Objective Structured
Clinical Examination
(客観的臨床能力試験)



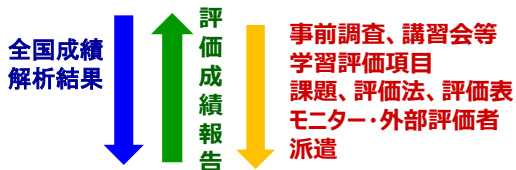
医学・歯学教育のあり方に関する調査研究協力者会議最終報告(平成13年(2001年)3月27日)

OSCEの実施状況・今後の予定・課題

臨床実習開始前OSCE

- 平成14年 トライアル開始
- 平成17年 正式開始

公益社団法人医療系大学間
共用試験実施評価機
(CATO)
OSCE実施小委員会等



診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験

- 平成29年度
CATOによるトライアル開始
「診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験」と名称
・「臨床実地試験」と「一斉技能試験」をパッケージとして構成
- 平成29年度5大学、平成30年度11大学でトライアルパッケージ実施



【今後の予定】

- ・令和元年度 23歯学系大学でトライアルパッケージ実施予定
- ・令和2年度 正式実施予定

OSCEをめぐる議論

OSCEを各大学で実施する場合

- <利点>
 - ・教育に携わった者が態度やコミュニケーション能力などについて細かな評価を行うことが可能
- <課題>
 - ・大学毎に評価者や会場等の実施体制、評価の質の差が生じる可能性

OSCEを準公的化・国家試験化した場合

- <利点>
 - ・実施体制・出題課題・合格基準の統一
 - ・国民に対して安心感を与えるメッセージとなる
- <課題>
 - ・全国統一的な模擬患者、評価者及び実施場所等の確保が困難

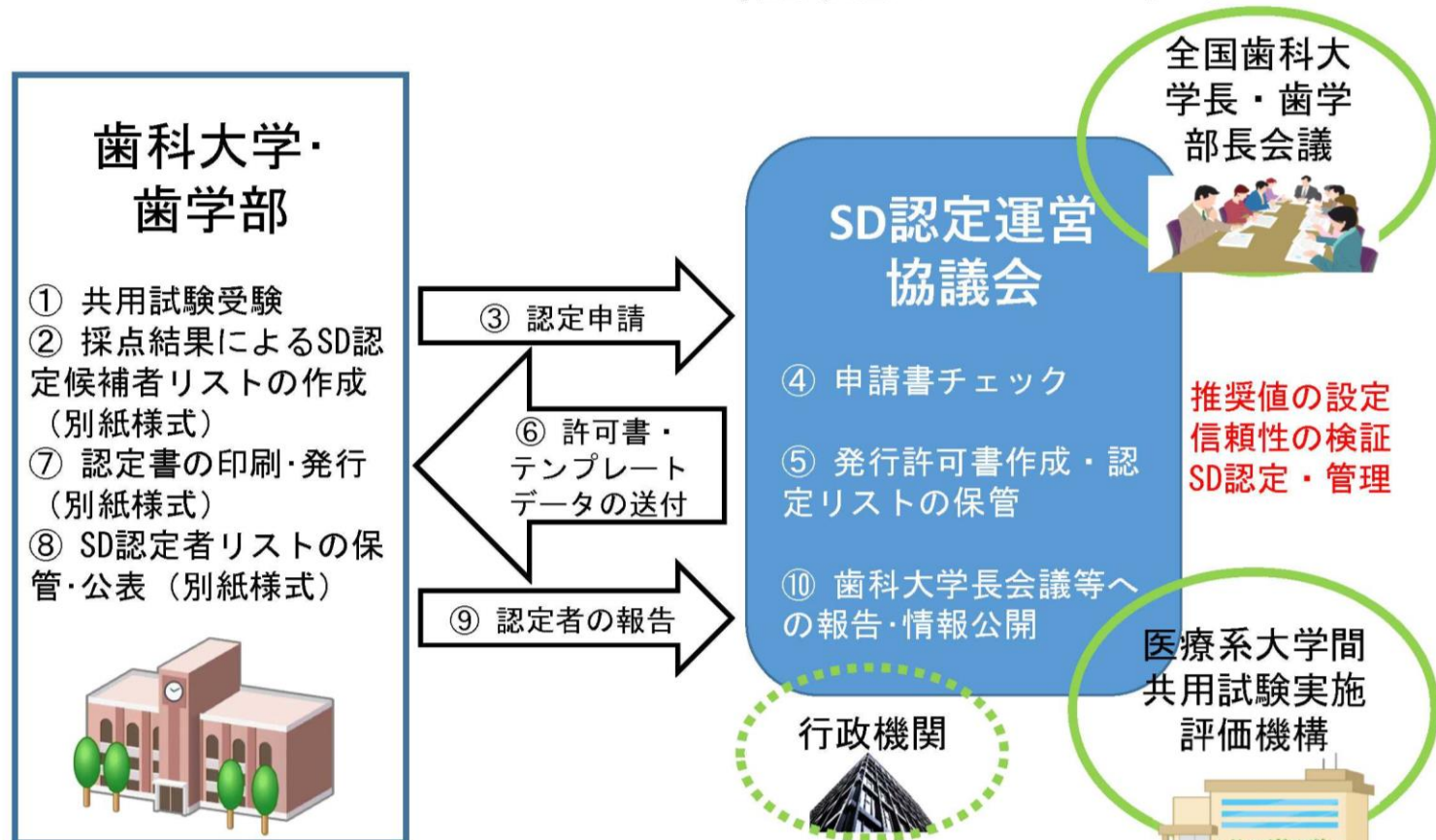
現状の方針（事務局案）

OSCEについては評価者の評価等についてバラつきが生じる可能性があること、令和2年度に診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験の正式実施が予定されていること等を踏まえ、OSCEの公的試験化の是非については、その状況を確認の上、検討する。

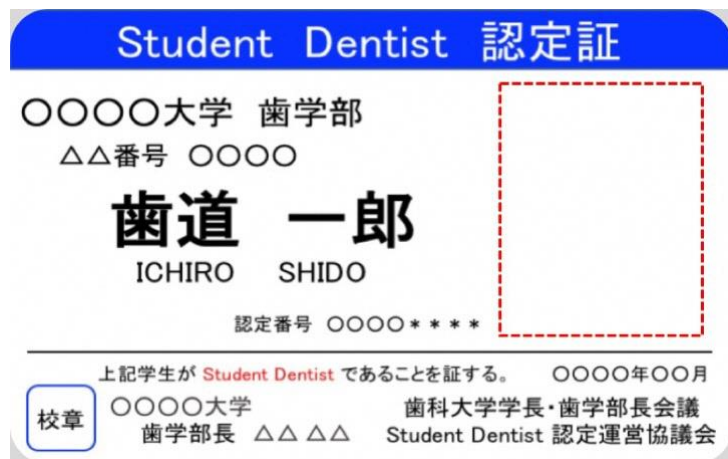
共用試験のシステムとStudent Dentist 認定制度

- 令和元年度より、各大学で共用試験合格者に対しSD認定候補者リストを作成し、SD認定運営協議会に申請する。
- SD認定運営協議会において申請書チェック等を行い発行許可書を作成し各大学に送付、各大学及びSD認定運営協議会がStudent Dentist認定証を発行する。

Student Dentist 認定フロー図



Student Dentist 認定証



注意事項

- ◆この認定証は他人に貸与または譲渡してはならない
- ◆臨床実習の際は常に携行するかネームプレートとして使用する
- ◆院内で患者さんまたは教職員からの求めがあった際には提示する
- ◆原則としてこの認定証の再発行は行わない
- ◆認定大学に在籍している期間中に限り有効である
- ◆本認定証の複製は禁ずる

歯科大学学長・歯学部長会議
Student Dentist 認定運営協議会

このカードを拾得された方は
下記までご連絡下さい。
〇〇大学 歯学部
☎ 000-0000-0000

- 共用試験合格者に対し、各大学及び歯科大学学長・歯学部長会議 (Student Dentist認定運営協議会) の連名で発行
- 令和元年度より全歯学系大学共通デザインの認定証を発行 (顔写真付き)

診療参加型臨床実習と共用試験

共用試験により、診療参加型臨床実習開始時の知識・技術等の質を担保するとともに、臨床実習から臨床研修までの一体化を促進

共用試験を実施し、
診療参加型臨床実習
を行った場合

到達度

歯学部入学

2年

4年~5年

卒業

修了

共用試験 (CBT & OSCE)

診療参加型臨床実習

態度

技能

知識の使い方

教科書・文献的知識

歯科医師国家試験

(参考)

診療参加型臨床実習
を行わない場合

到達度

歯学部入学

2年

4年~5年

卒業

修了

態度

技能

知識の使い方

教科書・文献的知識

臨床実習

臨床研修

3. シームレスな歯科医師養成に向けた 制度改正の検討

共用試験・臨床実習に関する現状

- 「歯科医師国家試験改善検討部会報告書(平成28年)」において、「診療参加型臨床実習を進めるためには、患者の協力が不可欠である。患者の協力を得て、充実した診療参加型臨床実習を行う上で、患者にとって客観的に安心・安全を確保することが求められることから、共用試験CBTの統一基準について議論が進められるべきである。」とされている。

<現状>

- ・合格基準を各大学が設定

(課題)合格基準が各大学に委ねられており、CBT合格者の質が均てん化されていない可能性がある。

- 「歯科医師卒前臨床実習に関する調査研究」(H14厚労科研)により卒前臨床実習実施のための条件等がまとめられ、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」(平成28年:第4次改訂)において、診療参加型臨床実習の推進・充実のために「G 臨床実習」の別表「臨床実習の内容と分類」において、実習内容が示されている。

<現状>

- ・SD運営協議会による共用試験合格後のStudent Dentist認定証発行に関して、令和元年度に全大学で開始予定

(課題)Student Dentistは共通の認定証の発行が開始されたばかりである。一方で、Student Doctorに関して公的な位置づけに関する議論がはじまっていることから、同様に検討が必要ではないか。

論 点

共用試験(CBT・OSCE)の公的化及びStudent Dentistの位置付けやその歯科医行為について、法的にどのように考えるか。